

7 子支第 1522 号
令和 7 年 10 月 8 日

各市町村保育主管課長 殿
(政令市、中核市及び特定市町村を除く)

愛知県福祉局子育て支援課長

「愛知県における処遇改善等加算(区分 3)に係る研修修了要件の
取扱いについて」(通知)

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和 7 年 4 月 11 日付けこ成保 296・7 文科初第 250 号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知)における処遇改善等加算(区分 3)に係る「別に定める研修」及び研修修了要件の適用時期については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分 3)に係る研修修了要件について」(令和 7 年 9 月 16 日付けこ成基 202・7 初幼教第 4 号こども家庭庁成育局保育政策課長及び成育基盤企画課長並びに文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知。以下「国通知」という。)に定められているところ、旧免許状更新講習等、その取扱いについてあらかじめ定めることが望ましいと考えられるものについて、下記のとおり定めたので通知する。

各市町村におかれては、十分御了知の上、管内の特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対して遅滞なく周知するようお願いする。

なお、本通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとし、「愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について(保育所・地域型保育事業所用)」(令和 5 年 1 月 24 日付け愛知県福祉局子育て支援課制定)及び「愛知県における処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の取扱方針について(幼稚園・認定こども園(全類型)用)」(令和 5 年 1 月 24 日付け愛知県福祉局子育て支援課制定)は廃止する。

記

1 旧免許状更新講習及び免許法認定講習について

(1) 保育所等

保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)における旧免許状更新講習及び免許法認定講習については、下表のとおり定められているところ、文中の「適当」と認める研修については、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生

労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野ごとに定める「ねらい」及び「内容」を満たす場合、加算に係る研修とする。

【国通知Ⅰ．1(3)抜粋】

※ 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令和4年法律第40号)の一部施行(令和4年7月1日)より前に実施された幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習(以下「旧免許状更新講習」という。)及び免許法認定講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせ、1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

(2) 幼稚園及び認定こども園

幼稚園及び認定こども園における旧免許状更新講習については、下表のとおり定められているところ、研修の受講が適切に確認できるものに限り、加算に係る研修とする。なお、当該研修修了の証明により研修の受講時間が確認できない場合、当該証明が発行されるには30時間以上の研修を受講する必要があることを踏まえ、原則、加算に係る研修時間として30時間修了したものとする。

また、幼稚園及び認定こども園における免許法認定講習についても、研修の受講が適切に確認できるものに限り、加算に係る研修とする。なお、研修の実施主体において講習に係る時間数が設定されていない等、当該時間数が確認できない場合は、大学設置基準等における1単位の授業時間の考え方を踏まえ、1単位の取得につき15時間修了したものとする。

【国通知Ⅴ．抜粋】

旧免許状更新講習については、加算認定自治体において、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、引き続き、幼稚園又は認定こども園における研修修了要件を満たすものとして差し支えない。

2 園内研修について

(1) 保育所等

保育所等における園内研修については、下表のとおり定められているところ、文中の都道府県における「確認」の取扱いについては、社会通念上、明らかに要件を満たしていないものを除き、要件を満たすものとして確認することとする。なお、「技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)」に関するFAQ(よくある質問)」において、研修実施前に申請することが必要と示されていることから、保育所等は、研修実施前に当該保育所

等が所在する市町村(政令市、中核市及び特定市町村を除く。)へ別紙を提出し、市町村は、提出があった都度、県へ提出すること。ただし、本通知以前に実施した研修については、研修実施後に申請することも可能とする。また、県は申請があった研修について、要件を満たすものとして確認しない場合に限り、通知するものとする。

【国通知Ⅰ． 1(4)抜粋】

保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)が企画・実施する園内における研修(以下「保育所等における園内研修」という。)については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・研修の講師が、(5)に定める研修の講師であること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、(2)に定める研修分野が設定されているとともにその内容が(2)に沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

(2) 幼稚園及び認定こども園

幼稚園及び認定こども園における園内研修については、下表等のとおり定められているところ、文中の都道府県における「確認」の取扱いについては、社会通念上、明らかに要件を満たしていないものを除き、要件を満たすものとして確認することとする。幼稚園及び認定こども園は、処遇改善等加算認定申請時に別紙を提出し、市町村は、取りまとめの上、県へ提出すること。また、県は申請があった研修について、要件を満たすものとして確認しない場合に限り、通知するものとする。

【国通知Ⅰ． 2(1)一部抜粋】

各園が企画・実施する園内における研修(以下「園内研修」という。)を加算に係る研修と認めるに当たっては、加算認定自治体は、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると①、②若しくは④が認める者又は③に所属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

3 加算に係る研修の実施主体として都道府県が適当と認めた者について

幼稚園及び認定こども園における加算に係る研修の実施主体については、下表等のとおり定められているところ、愛知県が適当と認めた者は愛知県のホームページ(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kosodate/0439938.html>)により公表することとする。

【国通知Ⅰ． 2(1)一部抜粋】

実施主体は以下の者とする。

- ①都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)
- ②幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者
- ③大学等(大学、大学共同利用機関若しくは指定教員養成機関又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。)
- ④その他都道府県が適当と認めた者
- ⑤園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

4 平成 30 年度以前に受講した研修の取扱いについて

平成 30 年度以前に受講した研修については、下表のとおり定められているところ、「Ⅰに定める研修と内容が同等である」と認められる研修の取扱いについては、下記のとおりとする。ただし、専門性の向上を図る制度の趣旨を踏まえ、最新の研修を積極的に受講すること。

(1) 保育士等キャリアアップ研修

平成 30 年度以前に受講したのもも認められるものとする。

(2) (1)以外の研修

平成 30 年度以前に受講したのもも、社会通念上、明らかに国通知Ⅰに定める研修と内容が同等でないものを除き、認められるものとする。

【国通知Ⅳ． 抜粋】

平成 30 年度以前に受講した研修については、加算認定自治体において、Ⅰに定める研修と内容が同等であると認められ、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。